

主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究
令和 6 年度実施報告（概要）

団体名： 埼玉県教育委員会

1. 類型

【類型Ⅱ②】消費者に必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

2. 実践校について

実践校名	(さいたまけんりつみさときたこうとうがっこう) 埼玉県立三郷北高等学校	
全校生徒数	実践研究の対象	
693人	(学年) 第2学年	(生徒数) 225人

3. 実践校における実践内容

(1) 概要

第2学年を対象に家庭総合において、連携協定を締結した企業や外部機関と連携し、①「契約の重要性」「消費者保護の仕組み」に関する指導 ②生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性に関する指導、を行う。生涯を見通した生活設計の内容を充実させるために、③教科等の連携を行う。また家庭科の消費者教育の分野において、企業と連携して ICT の活用、学年一斉授業を実施するために、④校内体制の構築に取り組む。

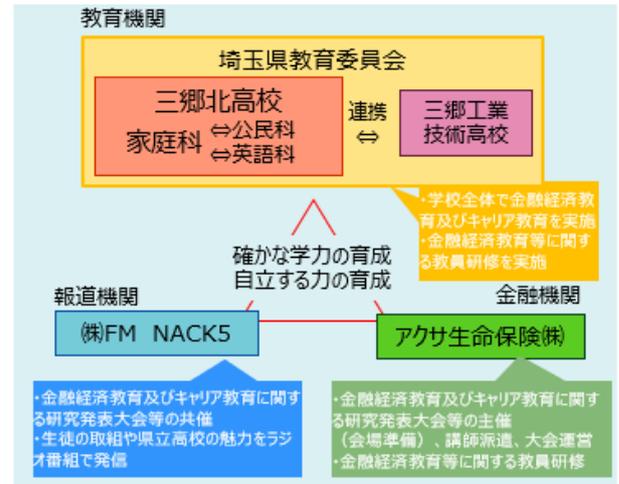
(2) 2年目(令和6年度)の実践内容

消費者教育を家庭科(家庭総合)の、C(1)生活における経済の計画を中心に、衣食住等各単元に関連させることで、2年間の履修期間を通じて消費者としての権利と責任を生活者の視点から捉えられるように工夫している。また複数回、外部講師による授業を実施し、専門家の話を聞く機会を設けた。これらの取組から、生徒自身が社会の一員であることを自覚し、生活者としての視点を持つように工夫した。今回の実践では、①「生涯を見通した経済計画の必要性を“収入を得る＝働くこと“から考える”について、アクサ生命の協力の下、地元企業経営者による講話等から、お金の価値や働く意義を再認識し、どのような消費行動をとっていくかを考える機会を設けた。また、②「消費者トラブルが身近なところにあることを知ってもらうための、工業高校と連携した動画作成」では1年次から学習した消費者トラブルに関する知識も活用しながら、三郷工業技術高校と連携し、消費者トラブル防止のための啓発動画を作成した。

4. 実践校における実施体制

1年次のライフプランに関する授業について、以前からアクサ生命と連携した取り組みを進めており、継続的にライフプランやお金に関して考える機会を設定する。

他教科等の連携：英語コミュニケーションの教科書において扱われている食品の持続可能性に関連した単元と連携し、家庭科と関連させて実施することで、多角的な知見を持つ機会を設定した。



5. 各研究テーマについて、2年目の実践を踏まえた成果等

【類型Ⅱ②】消費者に必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

＜「契約の重要性」や「消費者保護の仕組み」に関する指導に当たり、具体的な事例に基づいた学習を、自立した消費者としての消費生活・消費行動等に関する深い理解や態度の形成に結び付けるために、どのような工夫が考えられるか。（例：児童生徒の状況を踏まえた題材選び、年間指導計画を踏まえた題材の設定及び授業の展開、外部人材の活用等に関する工夫例）＞

不当表示広告調査を実施することで、学校での学びが社会とつながり、消費者市民として社会に貢献することができたという実践体験を持てるようにした。また、身近なところで消費者トラブルが生じていることを理解できるようにした。

＜「生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性」に関する指導に当たり、生徒が、ライフステージごとの課題やリスク管理の重要性等の理解に基づいて、卒業後の自立した生活設計を具体的に考えられるようにするために、どのような指導の工夫が考えられるか。＞

企業と連携し、健康経営に取り組んでいる経営者の話を直接聞く機会をクラス単位で実施することで、生徒の職業観を授業で考えさせる機会を持つことができた。

＜関係教科等の連携を意図した指導計画を作成するにあたり、どのような工夫が考えられるか。＞

家庭科における単元、学習学年を超えた消費者教育の導入や他教科との連携については、関係教員同士の積極的なコミュニケーションから、授業内容で関連する単元等の情報を交換する機会を積極的に作る必要がある

外部連携に関しては教員だけでこのような企画を設定することは難しく、積極的に民間企業との連携を図り協力を得ることが望ましい。

＜特定の教科だけでなく、学校全体としての取組とするための校内体制構築に関して、どのよう

な工夫が考えられるか。〉

教員同士のコミュニケーションの機会を設け、授業内容で関連する単元等の情報を交換する機会を積極的に作る必要がある。

また、消費者教育の扱う領域の広さや、持続可能な社会を構成する消費者市民を育成するものとして、成果発表会や講演会等を通してその役割を教員にも知ってもらうことで、生徒の学習機会を増やすことができ、校内体制の構築につながると期待できる。

主権者及び消費者の育成に係る指導の充実に関する実践研究
令和 6 年度実施報告（実践校における実践内容の詳細）

団体名： 埼玉県教育委員会

1. 類型

【類型Ⅱ②】消費者に必要な資質・能力の育成に係る高等学校における実践

2. 実践校名

埼玉県立三郷北高等学校

3. 実践校における令和 6 年度の実践内容

① 「契約の重要性」「消費者保護の仕組み」に関する取組

A 不当表示広告調査

インターネット等の商品・サービス広告のうち、景品表示法等の規定に違反するおそれがあると思われる表示について、大学生・高校生の視点から広く情報を収集し、違反広告の実態を明らかにすることを通し、学校での学びが社会とつながり、消費者市民として社会に貢献することができたという実践体験を持たせた。

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture. The main heading is "景品表示法のページ（不当表示の処分指導・啓発について）". The page content includes a navigation menu with items like "トップページ", "暮らし・環境", "健康・福祉", "しごと・産業", "文化・教育", and "県政情報・統計". A breadcrumb trail indicates the current page is under "消費生活 > 行政処分・指導情報 > 景品表示法のページ（不当表示の処分指導・啓発について）". The main text area begins with "埼玉県では、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づき、過大な景品の提供や広告などの不当な表示を行った事業者に対して処分（措置命令）や指導を行っています。また、景品表示法の普及啓発のため、県民向け、事業者向けにさまざまな取組（事業）を行っています。なお、景品表示法の詳しい解説については、「[不当景品類及び不当表示防止法とは](#)」を御覧ください。"

B 近隣の県立工業高校と連携した啓発動画作成

1年次に学習した消費者トラブルの実態や不当表示
 広告調査等の学習を活かし、より多くの中高生に消費
 者トラブルの未然防止を呼びかけるため、三郷工業技
 術高校と連携して啓発動画を作成した。



② 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の
 重要性に関する取組

消費者としての“働き方”を考える
 ～地元企業とアクサ生命との連携授業～

第 10 時で講話をいただいた企業 5 社が挙げた高校
 生に解決してもらいたい企業の悩みについて、4～5
 人のグループで解決のためのアイデアを議論し、提案
 した。

提案にあたり、企業の特徴等をタブレットで調べ、
 自分たちの消費行動と照らし合わせて考えた。その
 上で、企業にとっても消費者にとっても有益な内容
 を考えてスライド資料にまとめ、発表したなお、その
 内容は後日、当該企業にフィードバックした。



時間	単元の指導計画 「消費者としての“働き方”を考える」	
	家庭科	関連科目(他教科) 及び企業等
1	ライフプランを実現するための費用	
2	お金について知る意義	
3	シミュレーターから働き方を考える(正規・非正規)	
4～6	資産の増やし方	
7.8	社会保障 家計と国民・国際経済	公共
9	人生の幸せについて考えてみよう	アクサ生命
10	ブライト500企業・経営者講話	アクサ生命、地元企業
11～13	企業の悩み解決グループワーク発表	公共、アクサ生命、地元企業

